

令和6年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和6年5月30日（木）

閉 会 令和6年5月30日（木）

仁 木 町 議 会

令和6年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 令和6年5月30日（木曜日）午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号） |
| 日程第7 | 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第8 | 承認第3号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第9 | 承認第4号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第10 | 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号） |
| 日程第11 | 承認第6号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号） |
| 日程第12 | 議案第1号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第2号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第3号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第4号 令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第5号 令和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第6号 令和6年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について |

令和6年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 6年 5月30日(木) 午前10時30分
 閉 会 令和 6年 5月30日(木) 午後 1時37分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智恵子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	河 井 健
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	和 田 秀 文
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	選挙管理委員会書記長	(鹿 内 力 三)
財 政 課 長	新 見 信	産 業 課 主 幹	米 田 圭 佑
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農業委員会事務局主幹	桂 下 友 芳
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から令和6年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、7番・上村議員及び8番・嶋田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、5月30日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認6件、議案6件の計12件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第9の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10から日程第11の専決処分・条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第14の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15から第17の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日5月30日木曜日、会期は開会が5月30日、閉会が5月30日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月30日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月30日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年第2回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和6年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

すがすがしい初夏に入り、風薫る爽やかな季節となりました。10年前に人口戦略会議が公表した消滅可能性都市リストにおいて、本町は若い女性の人口が半減し、消滅する可能性がある自治体として取り上げられました。当時の減少率の数値ではマイナス56.1%と示され、大きなショックを受けたことを思い出します。平成26年にまち・ひと・しごと創生法が施行されて以来、本町もそのことを契機に、総合戦略を策定し、新たな総合計画と並行しプロジェクトを進めてまいりました。ただこれまでの道のりは決して順風満帆ではなく、新規の事業を手がけるに当たり、職員の皆は幾多の問題と向き合い解決し、多くの民間企業や団体組織と折衝を繰り返してまいりましたし、議会や住民の方々のご理解やご協力を得て今日に至っております。そのような過程を経て、子育て支援策や移住者支援、農業振興策などにより、徐々に成果が表れ始め、若年女性人口の減少率がマイナス24.1%と10年前の数値から32%引き下がり改善され、消滅可能性自治体から脱却することができました。これも議会や町民、職員皆のご尽力の賜物であり、誇りに感じているところであります。ただ本町も含めていずれの自治体も、これから先において人口が減少していくことは歯止めがかからない状況ではありますが、今後地域を担う若年層の方々が増え、活気あふれる地域づくりに向けて引き続き取組を進めていかなければならず、これからがスタートだと受け止め、一致団結のもと厳しい時代に立ち向かってまいりたいと、新たな思いを抱いているところであります。

さて、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認6件、議案6件、計12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和6年第2回仁木町

議会臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。第30回余市川クリーンアップ作戦が、5月18日に好天の下で開催されました。当日は、午前9時から仁木町役場で開催式を行った後、参加者64名が各流域の担当箇所8か所に分かれて清掃活動に当たり、ごみ300kgを回収し、正午頃には全地区事故なく終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、余市川土地改良区、後志総合振興局保健環境部環境生活課、なかよしクラブ安心警ら隊、NPO法人銀山さわやか福祉NPO、余市川カヌークラブの皆さまにご協力をいただきましたことに対し、心より御礼申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動に地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。

また、クリーンアップ作戦の開始前には、仁木町役場福利厚生会の会員53名による役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、美化運動にも取り組んでおりますことを報告いたします。

次に、仁木町クリーンセンターにおける人身事故の件について申し上げます。

5月20日午後1時20分頃、仁木町クリーンセンターにおいて、搬入ごみの分別解体中に人身事故が発生いたしました。この度の事故は町が委託している「令和6年度ごみ埋立処理及び場内除排雪委託業務」におきまして、受託業者の作業員が電動丸のこぎりを使用し、プラスチックコンテナを解体作業中、操作を誤り自身の右大腿部に切創を負ったものであります。異変に気付いた別の作業員により応急処置、会社への連絡及び救急要請が行われ、救急搬送の後、医療処置を受けております。けがの状況につきましては、切創部の縫合が行われた後、1週間ほど入院し経過を観察、現在は退院され、リハビリを行っている状況で、順調に回復されているとの報告を受けております。町といたしましても、この度の事故を重く受け止めている次第であり、受傷された作業員並びにそのご家族に対し、心よりお見舞いを申し上げます。受託業者に対しては、資機材の安全点検の強化、保護装具の着用の徹底等について指示し、再発の防止に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊員の活動につきましては、銀山地域の振興と本年度から新規就農される山口光市さん、醸造用ブドウの生産技術の習得やワインツーリズム振興における各種取組を行う月岡壮太さん、ワイン醸造やレストラン開業を目指す齊藤和世さん、本町でレストラン開業を目指す調理師の中野隆介さん、ケーキや焼き菓子等を商品開発し、本町でパティスリーの開業を目指すパティシエの黒木賢二郎さん及び町内スポーツの振興や地域スポーツ関連施設の維持管理補助を行う小林久志さんが活動を継続しております。

本年5月1日からは、地場産品を使用した地域食堂開業を目指す菅原康晃さん、本町ワインの魅力発信や本町の魅力を海外に向けて情報発信を目指す松村孝明さん、子どもの個性等を重視し、学力向上を目指す深見俊介さん、SNS等で本町の魅力を広く発信するほか、仁木町観光協会の事業にも協力していく福重めぐみさん、川上あゆさんの5名を委嘱し、観光協会福原事務局長を含めた12名の地域おこし協力隊員が活動をしてまいります。今後につきましても、地域の皆さまと一緒にまちづくりを進め、隊員自身が積極的な活動を行えるよう、町としてもサポートするほか、町の広報紙やホームページ等を通じて、隊員の活動を町民の皆さまに周知してまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第4号～第6号関連）を配付し

ておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認について

令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）

○議長（横関一雄）日程第 6、承認第 1 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 1 号、専決処分事項の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 6 年 3 月 29 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）。令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9632 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 898 万 9000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加は、第 2 表 繰越明許費補正による。地方債の補正、第 3 条、地方債の変更は、第 3 表 地方債補正による。令和 6 年 3 月 29 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 1 号、令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和 6 年 3 月 29 日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、町税から、2 ページ、22 款、町債まで補正いたしまして、3 ページになりますが、歳入合計額から補正額 9632 万 1000 円を減額し、補正後の合計を 55 億 898 万 9000 円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から、5 ページ、14 款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額 9632 万 1000 円を減額し、補正後の合計を 55 億 898 万 9000 円とするものでございます。

6 ページ、第 2 表 繰越明許費補正、追加でございます。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、低所得世帯緊急支援給付金（追加分）及び物価高騰対応重点支援事業 低所得世帯支援、並びに、3 款、民生費、2

項、児童福祉費、物価高騰対応重点支援事業 子ども加算支援につきましては、令和 5 年度に支出が終わらない見込みのため、それぞれ323万7000円、253万8000円、377万1000円を令和 6 年度へ繰越。6 款、農林水産業費、1 項、農業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業につきましても、令和 5 年度に支出が終わらない見込みのため282万3000円を令和 6 年度に繰り越すものであります。

7 ページ、第 3 表 地方債補正、変更でございます。下水道広域化推進総合事業につきましては、工事出来高による負担金の減額により5880万円に変更、農業競争力強化基盤整備事業は、事業完了により3780万円に変更するものであります。

9 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国・道支出金は3685万4000円の減、地方債は8210万円の減、その他は1379万9000円の減、一般財源は3643万2000円の増となっております。

11ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、町税、1 項、町民税につきましては、収入見込みにより45万6000円の減、2 項、固定資産税も収入見込みにより12万4000円の減額、3 項、軽自動車税につきましては収入見込みにより29万4000円の追加、4 項、市町村たばこ税につきましては、額確定により 7 万4000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。2 款、地方譲与税につきましては、いずれも額確定による増減で、1 項、1 目、地方揮発油譲与税は35万4000円の追加、2 項、1 目、自動車重量譲与税は119万9000円の追加、3 項、1 目、森林環境譲与税は39万4000円の減額でございます。

13ページ、3 款、1 項、1 目、利子割交付金につきましては、額確定により 8 万7000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。4 款、1 項、1 目、配当割交付金は、額確定により35万4000円の追加。

15ページ、5 款、1 項、1 目、株式等譲渡所得割交付金につきましても、額確定により41万3000円の追加でございます。

16ページ、6 款、1 項、1 目、法人事業税交付金につきましては、額確定により127万9000円の追加。

17ページ、7 款、1 項、1 目、地方消費税交付金は、額確定により237万円の減額でございます。

18ページをお開き願います。8 款、1 項、1 目、ゴルフ場利用税交付金につきましても、額確定により42万8000円の追加。

19ページ、9 款、1 項、1 目、環境性能割交付金も額確定により127万円の追加でございます。

20ページをお開き願います。11款、1 項、1 目、地方交付税は特別交付税の確定により3188万4000円の追加。

21ページ、12款、1 項、1 目、交通安全対策特別交付金につきましては、額確定により 1 万4000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。13款、分担金負担金、1 項、負担金、1 目、民生費負担金につきましては実績により43万4000円の減額、2 目、衛生費負担金は実績により 3 万8000円の追加、23ページ、14款、使用料及び手数料、1 項、使用料につきましては、いずれも実績により、1 目、総務使用料は 1 万7000円の追加、2 目、民生使用料は 1 万6000円の追加、3 目、衛生使用料は13万8000円の追加、4 目、土木使用料は66万

3000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。5目、教育使用料は59万円の追加でございます。2項、手数料、1目、総務手数料は実績により38万2000円の減額。25ページ、2目、衛生手数料も実績により62万6000円の減額、3目、農業手数料は実績により9000円の追加でございます。

26ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては児童手当などの実績により471万円の減額、2目、衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種の実績により307万6000円の減額、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの確定により1176万2000円の減額、27ページ、2目、民生費国庫補助金は実績により298万2000円の減額、3目、衛生費国庫補助金は、事業完了により496万9000円の減額、5目、教育費国庫補助金も事業完了により16万9000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。6目、農林水産業費国庫補助金も事業完了により1000円の減額。3項、委託金は実績により48万1000円の追加でございます。

29ページ、16款、道支出金、1項、道負担金は実績により289万1000円の減額。2項、道補助金、1目、総務費道補助金は、地域づくり総合交付金事業の実績により15万円の追加、2目、民生費道補助金は、30ページ中段、子ども・子育て支援交付金など補助金の確定により471万3000円の減額、3目、衛生費道補助金は実績により2000円の減額、31ページ、4目、農林水産業費道補助金は、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金282万3000円の追加、他は事業完了により334万2000円の減額でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金は、知事道議選挙費の額確定などにより114万5000円の追加、2目、農林水産業費委託金は実績により2万円の追加、3目、土木費委託金は事業完了により3万3000円の減額、4目、民生費委託金は目を新設し、地域児童福祉事業等調査委託金7000円の追加でございます。

33ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、収入実績により14万2000円の追加、2目、利子及び配当金も実績により2000円の追加。2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、土地の売払により25万5000円の追加、2目、物品売払収入は、重機売払により13万5000円の追加でございます。

34ページをお開き願います。18款、1項、寄附金につきましては一般寄附5万円の追加でございます。35ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては繰入れなしにより廃目、2目、ふるさと振興基金繰入金は収入見込みにより887万9000円の減額、3目、森林環境譲与税基金繰入金は、額確定により41万4000円の追加でございます。

36ページ、21款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金につきましては実績により8万円の減額。加算金と過料は収入なしにより廃目、町預金利子についても一時運用利子なしのため廃項でございます。3項、1目、貸付金元利収入は実績により17万6000円の追加。4項、受託事業収入、2目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は実績により96万4000円の減額でございます。37ページ、3目、地域支援事業受託収入も実績により96万6000円の減額。5項、雑入、滞納処分費、弁償金は収入なしにより、それぞれ1000円を減額し廃目、3目、違約金及び延納利息は額の確定により1000円の減額、4目、雑入につきましても、39ページまですべて額の確定により214万7000円の減額でございます。

続きまして、6目、介護保険収入は実績により18万5000円の減額、7目、過年度収入は目を新設し、子どものための教育・保育給付費負担金ほか202万1000円の追加でございます。

41ページをお開き願います。22款、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

43ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましてはすべて執行残で78万6000円の減額でございます。

46ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましても、報酬などの執行残で259万円の減額、48ページをお開き願います。2目、交通安全推進費は執行残で6万5000円の減額、3目、文書広報費は、需用費などの執行残88万4000円の減額、49ページから50ページにかけて、4目、財産管理費も燃料費、光熱費他、需用費などの執行残160万7000円の減額でございます。51ページ、5目、企画費はコミュニティバス及び地域おこし協力隊関係経費などの執行残610万6000円の減額、52ページ、7目、公害対策費は、水質検査に係る執行残4万2000円の減額、8目、ふるさとづくり事業費は、一般寄附及びふるさと納税寄附金949万6000円を追加し、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

53ページ、2項、徴税費、1目、税務総務費は、広域連合負担金及び還付金の額の確定により11万円の減額、2目、賦課徴収費は執行残15万1000円の減額。

54ページをお開き願います。3項、1目、戸籍住民登録費は、需用費などの執行残17万1000円の減額。55ページ、4項、選挙費、2目、知事道議選挙費につきましては財源内訳の変更。6項、1目、監査委員費は執行残2万6000円の減額でございます。

57ページをお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては1294万円の減額で、委員報酬から、59ページ、負担金補助及び交付金まで、低所得世帯緊急支援給付金などすべて執行残、59ページ、2目、老人福祉費は424万6000円の減額で、62ページ上段まで、講師謝礼をはじめ事業完了による減額など、すべて執行残でございます。

62ページをお開き願います。3目、老人福祉施設費は、指定管理施設の修繕費の町負担分の執行残32万5000円の減額、4目、心身障害者特別対策費は1450万3000円の減額で、委員報償をはじめ、65ページ、扶助費まで、すべて執行残でございます。65ページ、5目、国民年金事務費は執行残4000円の減額、6目、後期高齢者医療費は、健診委託料など事業完了により56万1000円の減額。66ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は944万5000円の減額で、69ページまで、一時預かり委託料、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業及び児童手当など各種給付事業の完了などによる執行残でございます。69ページ、2目、乳幼児等医療費は扶助費などの執行残114万9000円の減額、70ページ、3目、母子福祉費は執行残で26万8000円の減額、71ページ、4目、保育所費は、へき地保育所委託料の執行残62万9000円の減額、5目、児童福祉施設費は、すこやか子育て支援センターに係る需用費や備品購入費の執行残413万8000円でございます。

72ページ下段、災害救助費は8万円を減額し廃項としております。

74ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、健診委託料の事業完了などにより100万7000円の減額、75ページ、2目、老人保健推進費は謝礼金から、76ページ、研修負担金まですべて執行残30万8000円の減額でございます。3目、予防費は1381万7000円の減額で、委員報酬をはじめ、78ページ、新型コロナウイルスワクチンの接種などの事業完了によるすべて執行残でございます。

79ページ、4目、環境衛生費は、81ページ、し尿浄化槽汚泥受入施設建設事業負担金の工事出来高に応じた負担金減額による減、その他についてはすべて執行残で8022万6000円の減額、5目、上水道費は簡易水道事業特別会計繰出金の確定により559万5000円の減額でございます。

82ページをお開き願います。5 款、労働費、1 項、1 目、労働諸費につきましては執行残 1 万 7000 円の減額。

83ページ、6 款、農林水産業費、1 項、農業費、1 目、農業委員会費はすべて執行残で 36 万円の減額、2 目、農業総務費についても執行残 9 万 3000 円の減額でございます。84ページ、3 目、農業振興費は、委員報酬から、85ページ、鳥獣被害防止捕獲活動支援補助事業など各種補助金の執行残による減額その他、86ページ、施設園芸生産基盤緊急支援事業の事業割当てによる 282 万 3000 円の追加により 451 万 4000 円の減額でございます。4 目、農用地事業費は、農業競争力強化基盤整備事業などの執行残 714 万 7000 円の減額、87ページ、5 目、山村振興施設費は銀山生活改善センターの管理経費 15 万円の減額、7 目、農用地再編開発事業費はフルーツパークにきの管理経費 6 万 9000 円の減額でございます。

88ページをお開き願います。2 項、林業費、1 目、林業総務費は、豊かな森づくり推進事業などの執行残及び基金への積立額確定により 217 万 3000 円の減額でございます。

89ページ、7 款、1 項、商工費、2 目、商工振興費につきましては、ふるさと納税やワインツーリズムなどの事業完了により 970 万 4000 円の減額でございます。

91ページをお開き願います。8 款、土木費、1 項、土木管理費、1 目、土木総務費につきましては、ふれあい遊トピア公園及び果実とやすらぎの里公園の管理経費 82 万 5000 円の減額でございます。

92ページをお開き願います。2 目、土木機械管理経費は検査手数料 8 万 6000 円の減額、2 項、道路橋りょう費、1 目、道路橋りょう総務費は財源内訳の変更、2 目、道路維持費は除排雪経費などの執行残 758 万円の減額。93ページ、3 項、河川費、1 目、河川総務費は、樋門管理謝礼の執行残 7 万 4000 円の減額、4 項、住宅費、1 目、住宅管理費は、町営住宅の管理経費 48 万 5000 円の減額でございます。

94ページをお開き願います。9 款、1 項、1 目、消防費につきましては、北後志消防組合負担金 46 万円の減額、2 目、水防費は、水防対策経費の執行残 56 万 8000 円の減額、3 目、災害対策費は執行残及び北後志防災連携負担金額の確定により 53 万 3000 円の減額でございます。

96ページをお開き願います。10 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、事務局費は、外国語指導助手及び高等学校生徒通学費等補助経費などの執行残 106 万 8000 円の減額。97ページ、2 項、小学校費、1 目、学校管理費は 190 万 7000 円の減額で、総合的な学習事業に係る報償をはじめ、99ページまで、すべて執行残、2 目、教育振興費は就学援助の扶助費 25 万 3000 円の減額。3 項、中学校費、1 目、学校管理費は 307 万 4000 円の減額で、会計年度任用職員の報酬をはじめ、102ページまですべて執行残でございます。102ページ、2 目、教育振興費は就学援助の扶助費 32 万 3000 円の減額、4 目、義務教育学校費、1 目、学校建設費は設計委託料の入札による執行残など 1365 万 1000 円の減額。103ページ、5 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費は 54 万 7000 円の減額で、各種報償費をはじめ、104ページまですべて執行残。105ページ、6 項、保健体育費、1 目、保健体育総務費は、スポーツ推進委員報酬、謝礼の執行残で 8 万円の減額、2 目、体育施設費はプール修繕費の執行残 14 万 9000 円の減額、3 目、学校給食費は会計年度任用職員の報酬その他、修繕費などの執行残 92 万 9000 円の減額。

106ページをお開きください。4 目、スキー場管理費は、燃料費等の需用費、委託料などの執行残 79 万 5000 円の減額でございます。

108ページをお開き願います。12 款、1 項、公債費、1 目、元金につきましては、財源内訳の変更、2 目、利子は執行残 194 万 1000 円の減額でございます。

109ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、3目、公共施設等整備基金費につきましては、公共施設等整備基金への積立1億1690万8000円の追加でございます。

110ページをお開き願います。14款、1項、1目、予備費につきましては執行残139万1000円の減額でございます。111ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和6年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和6年3月29日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9508万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令

和 6 年 3 月 29 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 2 号、令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決
第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和 6 年 3 月 29 日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額 195 万 3000 円を減額し、補正後の合計を 1 億
9508 万 5000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まで補正いたしまして、
歳出合計額から補正額 195 万 3000 円を減額し、補正後の合計を 1 億 9508 万 5000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入
まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まですべての科目を載
せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が 115 万 2000 円の減、一般財源が 80 万 1000 円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、1 項、国民健康保険税、1 目、一般被保険者国民
健康保険税につきましては、収入見込みにより 797 万 7000 円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1 目、督促手数料につきましては
収入見込みにより 6000 円の減額、2 目、証明手数料は、収入見込みにより 4 万円の追加でございます。

7 ページ、4 款、繰入金、1 項、2 目、一般会計繰入金につきましては 3 万 5000 円の減額。2 項、基金繰
入金、1 目、財政調整基金繰入金は 866 万 4000 円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。6 款、諸収入、1 項、延滞加算金及び過料、1 目、延滞金につきましては額
確定により 7 万 7000 円の減額。預金利子につきましては収入なしにより 1000 円を減額し廃項。3 項、1 目、
雑入は各確定により 1000 円の減額。4 項、受託事業収入、1 目、特定健康診査等受託料も額確定により 118
万 6000 円の減額でございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費に
つきましては、すべて執行残で 10 万 9000 円の減額でございます。

10 ページをお開き願います。2 項、徴税費、1 目、賦課徴収費は財源内訳の変更、3 項、1 目、審議会費
は執行残で 1 万 7000 円の減額。

11 ページ、2 款、保健施設費、1 項、1 目、特定健康診査等事業費につきましては、委託料の執行残で
118 万 4000 円の減額でございます。

12 ページをお開き願います。公債費につきましては、借入れなしにより 6 万 6000 円を減額し廃款として
おります。

13 ページ、4 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、一般被保険者保険税還付金につきまし
ては執行残 47 万 6000 円の減額、一般被保険者償還金は支出なしのため 1000 円を減額し廃目としております。

14ページをお開き願います。予備費につきましても、支出なしにより10万円を減額し、廃款としております。15ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第 2 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第 2 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第 1 号）』は、承認することに決定しました。

日程第 8 承認第 3 号 専決処分事項の承認について

令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 8、承認第 3 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 3 号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 6 年 3 月 29 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）。令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ616万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億3045万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 3 月 29 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 3 号、令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和 6 年 3 月 29 日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、使用料及び手数料から 4 款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額 616 万円を減額し、補正後の合計を 2 億 3045 万円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 3 款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額 616 万円を減額し、補正後の合計を 2 億 3045 万円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、使用料及び手数料から 5 款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 3 款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が 78 万円の減、一般財源が 538 万円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、使用料及び手数料、1 項、1 目、使用料につきましては、収入見込みにより 1 万 5000 円の追加。2 項、1 目、手数料につきましても、収入見込みにより 20 万 2000 円の追加でございます。6 ページをお開き願います。3 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、額確定により 559 万 5000 円の減額でございます。

7 ページ、4 款、諸収入、1 項、延滞加算金及び過料、過料につきましては収入なしにより 1000 円を減額し廃目、2 目、加算金につきましては、収入見込みにより 1000 円の減額。3 項、1 目、雑入につきましては、移設工事補償金の額の確定により 78 万円の減額でございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては 90 万 8000 円の減額ですべて執行残、10 ページ、2 目、維持管理費は 488 万 8000 円の減額で、需用費から、11 ページ、工事請負費まですべて執行残でございます。

12 ページをお開き願います。2 款、1 項、公債費、2 目、利子につきましては額の確定により 26 万 4000 円の減額でございます。

13 ページ、予備費につきましては執行なしにより 10 万円を減額し、廃款としております。15 ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第 3 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第 3 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）』は、承認することに決定しました。

日程第 9 承認第 4 号 専決処分事項の承認について

令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 9、承認第 4 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 4 号、専決処分事項の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 6 年 3 月 29 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）。令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 132 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7503 万 6000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 3 月 29 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 4 号、令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和 6 年 3 月 29 日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料から 5 款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額 132 万 1000 円を減額し、補正後の合計を 7503 万 6000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 4 款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額 132 万 1000 円を減額し、補正後の合計を 7503 万 6000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料から 5 款、

諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 4 款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が 1000 円の減、一般財源が 132 万円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより 6 万 3000 円の減額、2 目、普通徴収保険料も収入見込みにより 108 万 1000 円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1 目、督促手数料につきましては、収入見込みにより 1000 円の減額。

7 ページ、3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金につきましては、収入見込みにより 14 万 2000 円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。5 款、諸収入につきましては、延滞金、加算金及び過料は収入なしにより 2000 円を減額、償還金及び還付加算金につきましても 3 万円を減額、預金利子並びに雑入につきましてもそれぞれ 1000 円を減額し廃款としております。

11 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては、執行残 6 万 9000 円の減額。2 項、1 目、徴収費は財源内訳の変更でございます。

12 ページをお開き願います。2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額確定により 114 万 2000 円の減額でございます。

13 ページ、3 款、諸支出金につきましては、支出なしにより 6 万円を減額し、廃款としております。

14 ページをお開き願います。予備費につきましても 5 万円を減額し、廃款としております。15 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第 4 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第 4 号『専決処分事項の承認について・令和 5 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）』は、承認することに決定しました。

日程第 10 承認第 5 号 専決処分事項の承認について

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第 5 号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 5 号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 6 年 3 月 22 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和 6 年 3 月 22 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、浜野福祉課参事よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）承認第 5 号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定（専決第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例第 5 条に規定する利用料及び実費に相当する費用の負担等につきましては、これまで各事業に見合った介護報酬を基に設定しております。この度、令和 6 年 4 月 1 日に介護報酬改定が行われることに伴い、条例に規定する利用料も改定することといたしました。今回の介護報酬改定の経過といたしまして、令和 6 年度は介護報酬改定の年であり、令和 6 年 1 月 22 日開催の第239回社会保障審議会・介護給付費分科会において報酬に係る審議が行われた結果、厚生労働大臣の諮問のとおり答申がなされ、介護報酬改正案に対する意見公募を経て、令和 6 年 3 月 15 日に厚生労働省より指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が出されたことによるものでございます。このことに伴い、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例につきましても所要の改正を行ったものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第 5 条第 2 号の利用料の改正でございますが、第 3 条第 2 号の事業、こちらは生きがい活動支援通所事業となっております、この利用料を 1 日「410円」から「440円」に、第 5 条、第 3 号の事業、こちらは生活管理指導事業となっております、この利用料を 1 日「440円」から「450円」に改めるものでございます。その他の事業の利用料につきましては、厚生労働省告示86号に基づき計算しておりますが、変更はございません。附則は施行期日の定めであり、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上で承認第 5 号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第6号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和6年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和6年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第6号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布されたことに伴いまして、仁木町税条例におきまして改正する必要が生じたため、この度条例改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、町民税は定額減税の実施に伴う改正、固定資産税は評価替に伴う年度更新、及び経過措置を延長する改正であります。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第 34 条の 7 につきましては、公益信託に関する規定の見直しに伴う所得税法の改正による規定の改正でございます。第 51 条につきましては、ただし書で職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

2 ページをお開き願います。上段、第 56 条につきましては、私立学校法の改正による条項ずれに伴う改正、下段、第 71 条第 2 項につきましては、ただし書で職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

3 ページをお開き願います。第 139 条の 3 につきましても、ただし書で職権による減免を可能とする規定の追加でございます。右側、附則の第 4 条の 2 につきましては、課税標準の計算を定めているものでありますことから、条例の性格を踏まえ今回条例から削除するものでございます。

4 ページをお開き願います。附則の第 7 条の 5 につきましては、定額減税に関する規定でありまして、合計所得金額が 1805 万円以下である者に対して 1 人当たり 1 万円を控除するという旨の規定でございます。附則第 7 条の 6 につきましては、令和 6 年度における納税通知書に記載すべき納付額について、定額減税前の税額を基に算出した第 1 期分税額から控除しまして、第 1 期分から控除し切れない場合は、第 2 期分税額から順に控除した額とするという旨の規定でございます。

6 ページをお開き願います。附則の第 7 条の 7 でございます。こちらにつきましては公的年金を受給している納税義務者に対する町民税の計算の特例でございまして、同条の第 1 項は、新規に年金から特別徴収される納税義務者の期別の税額について定めた規定でございます。第 1 号から、8 ページの第 5 号まで控除できる町民税の額により期別の税額の定め方をそれぞれ規定しているものでございます。

8 ページの下段、同条の第 2 項につきましては、こちらは年金の支給月に控除する税額を支払回数で割り返した額であったものから、第 1 項の定額減税後の税額を納付するという旨に読み替える規定となっております。

9 ページをお開き願います。同条の第 3 項につきましては、継続して年金徴収の対象となっている納税義務者の方の定額減税後の期別の税額について定めている規定でございます。

10 ページをお開き願います。同条の上段、第 4 項につきましては、年金の支給月に控除する税額を支払い回数で割り返した額を第 3 項に規定した税額を納付するというふうに読み替える改正規定でございます。第 5 項につきましては、年金の特別徴収が普通徴収へと変更、もしくは中止となった場合について、この規定は適用しないという旨の規定でございます。附則の第 7 条の 8 の規定につきましては、配偶者控除の適用を受けられない 1000 万円以上の合計所得金額を有する納税義務者につきましては、令和 7 年度の住民税から控除するという旨の規定の追加でございます。第 8 条につきましては、この度の条例改正に伴う条項ずれの改正となっております。

11 ページをお開き願います。附則の第 10 条の 2 につきましては、法改正に伴います条ずれの改正でございます。

12 ページをお開き願います。附則の第 10 条の 3 第 3 項につきましては、認定長期優良住宅に係る特例につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる

とする規定を新設した他、第 9 項から、13 ページの第 14 項までは法改正に伴う項ずれの改正でございます。

13 ページの第 11 条から、16 ページの第 13 条までにつきましては、この度の評価替えに伴う法改正によりまして、評価の対象年度が令和 6 年度から令和 8 年度までになったことによる年度の更新、及び文言の整理を行ったものでございまして、第 15 条につきましても評価替えに伴う法改正によりまして、特別土地保有税の年度更新を行ったものでございます。

17 ページをお開き願います。附則の第 16 条の 3 第 3 項第 5 号につきましては、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式の配当所得の分離課税の所得割の額を含める読替規定の追加でございます。第 16 条の 4 第 3 項第 5 号につきましても、特別税額控除の対象となる所得割の額につきまして土地の譲渡に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めるという読替規定の追加、第 17 条につきましても、この特別税額控除の対象となる所得割の額に長期譲渡所得分の所得割の額を含める読替規定の追加でございます。

18 ページ、附則の第 18 条第 5 項第 5 号につきましても同様でございまして、特別税額控除対象となる所得割の額について、こちらは短期譲渡所得の分離課税分の所得割の額を含めるという読替規定の追加、第 19 条の第 2 項第 5 号につきましても同様に、こちらは一般株式等に係る譲渡所得分の分離課税分の所得割の額を含めるというふうな読替の規定の追加でございます。第 20 条第 2 項第 5 号につきましても、こちらは先物取引に係る雑所得分の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加でございます。

19 ページをお開き願います。第 20 条の 2 第 2 項第 5 号、同条第 5 項第 5 号につきましても、この特別税額控除の対象となるこの所得割の額について、特例の適用利子及び配当等に係る所得割の額を含めるというふうな読替でございます。第 20 条の 3 第 2 項第 5 号、及び、第 5 項第 5 号につきましても、同様に条例適用利子及び配当に係る所得割の額を含める読替規定となつてございます。

20 ページの上段になります。別表第 1 につきましては、文言の整理で「金銭」を「寄附金」に改めるというものでございます。附則でございますけれども、附則の第 1 条につきましては施行期日に関する規定で、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 56 条の改正規定については令和 7 年 4 月 1 日、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定、及び別表第 1 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金の項の改正規定については、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日とするものでございます。附則の第 2 条につきましては町民税に係る経過措置を定めておりまして、改正後の寄附金控除の対象となる寄附金に改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定によります特定寄附金とみなすという旨の規定でございます。附則の第 3 条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めておりまして、現在は特例ではない固定資産についての従前同様の特例適用について規定しているというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第12 議案第1号

令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5352万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金、及び21款、諸収入から補正額112万5000円を減額し、補正後の合計を50億5352万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額112万5000円を減額し、補正後の合計を50億5352万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他は1万3000円の増、一般財源が113万8000円の減となっております。

ます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては財源調整のため113万8000円を減額するものでございます。

6ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、会計年度任用職員の任用による社会保険料1万3000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人事異動により、報酬、給料及び健康診査等37万3000円の追加で、9ページまででございます。

10ページをお開き願います。2項、徴税費、1目、税務総務費につきましても人事異動により給料等31万4000円の追加。11ページ、3項、1目、戸籍住民登録費も人事異動により共済費4万9000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、人事異動による職員人件費により240万2000円の追加、13ページ、2目、老人福祉費につきましても人事異動による職員人件費200万5000円の追加、5目、国民年金事務費につきましても人事異動等によりまして、789万3000円の追加でございます。14ページ、6目、後期高齢者医療費につきましては、人件費繰出金9万8000円の追加でございます。

15ページをご覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては1045万1000円の減額で人事異動に伴う職員人件費の減と繰出金の追加でございます。

17ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、人事異動に伴い426万3000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。2目、農業総務費につきましても人事異動に伴い386万7000円の追加、19ページ、4目、農用地事業費につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う報酬及び人事異動によりまして189万4000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましても人事異動に伴います職員人件費等725万2000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費につきましては、人事異動に伴いまして808万円の減額。23ページ、2項、道路橋りょう費につきましては、人事異動に伴い9万1000円の追加。4項、住宅費につきましては共済費負担金10万円の追加でございます。

25ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましても人事異動に伴い466万9000円の減額でございます。27ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 1 号『令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 1 号『令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 2 号

令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 13、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 2 号でございます。令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 774 万 3000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第 2 号、令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4 款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額 52 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 2 億 774 万 3000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額 52 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 2 億 774 万 3000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源が 52 万 2000 円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。4 款、繰入金、1 項、2 目、一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う職員人件費分 17 万 9000 円の追加、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として 34 万 3000 円の追加でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費に

つきましては、職員及び会計年度任用職員の人事異動により 52 万 2000 円の追加でございます。9 ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 2 号『令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 3 号

令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 14、議案第 3 号『令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 3 号でございます。令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8052 万 6000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第 3 号、令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3 款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額 9 万 8000 円を追加し、補正後の合計を 8052 万 6000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正

額9万8000円を追加し、補正後の合計を8052万6000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源が9万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、標準報酬改定に伴う事務費繰入9万8000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましても、標準報酬改定に伴う共済費9万8000円の追加でございます。9ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号

令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第4号『令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について。令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和6年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記
 といたしまして、契約の相手方は、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長 和田哲也。契約金額が6875万円うち消費税及び地方消費税分が625万円となっております。工期は令和6年6月5日から令和7年1月24日までであります。

詳細につきましては渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第 4 号、令和 6 年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は6998万2000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表 1 ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者 5 者を指名し、5 月 22 日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第 1 回目の入札におきまして和田建設工業株式会社が落札しております。落札金額につきましては6250万円でありまして、この金額は入札書比較価格6362万円に対し98.2%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては6875万円で、予定工期につきましては令和 6 年 6 月 5 日から令和 7 年 1 月 24 日でございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、北町 3 丁目地内の町道仁小前線の両側に路側帯及び側溝を設置し、道路延長290.54m、造成幅員を 7 mとした道路土工、擁壁工、排水構造土工及び撤去工、仮設工、舗装工、縁石工、区画線工、道路附属施設工などの改良工事を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 4 号『令和 6 年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 4 号『令和 6 年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 5 号

令和 6 年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第 16、議案第 5 号『令和 6 年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 5 号、令和 6 年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について。令

和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和6年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方、小樽市張碓町226番地、株式会社小田組 代表取締役 齊藤克弘、契約金額が8756万円うち消費税及び地方消費税分が796万円となっております。工期は令和6年6月5日から令和7年3月21日までであります。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第5号、令和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は8869万3000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表3ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者5者を指名し、5月22日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、株式会社小田組が落札しております。落札金額につきましては7960万円でありまして、この金額は入札書比較価格8063万円に対し98.7%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては8756万円で、予定工期につきましては令和6年6月5日から令和7年3月21日まででございます。

続きまして、4ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、仁木町銀山2丁目地内の普通河川マカナイ川に、掘削工、盛土工、大型積ブロックによる護岸工事、胴込コンクリート、天端コンクリート、及び河床にふとんかごなどを設置する工事でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第 6 号

令和 6 年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第 6 号『令和 6 年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 6 号、令和 6 年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について。令和 6 年度コスモス30外壁等改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 5 月 30 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、阿部・中山経常建設共同企業体 代表者 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号、阿部建設株式会社 代表取締役 中野 豊。契約金額が 1 億6390万円うち消費税及び地方消費税分が1490万円であります。工期は令和 6 年 6 月 5 日から令和 6 年12月20日までとなっております。

詳細につきましては渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第 6 号、令和 6 年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は 1 億6892万7000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表 5 ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者 1 者と 4 経常建設共同企業体の計 5 者を指名し、5 月22日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第 1 回目の入札におきまして、阿部・中山経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては、1 億4900万円でありまして、この金額は入札書比較価格 1 億5357万円に対し97.0%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては 1 億6390万円で、予定工期につきましては令和 6 年 6 月 5 日から令和 6 年12月20日でございます。

続きまして、6 ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、仁木町北町 5 丁目 3 番地 4 の町営住宅コスモス30A棟・B棟の外壁塗装及び屋上防水改修、共用廊下、バルコニーの床改修、プロパン庫、自転車置場の屋根改修、雁木、階段室の共用部照明器具の改修、物置や電気盤等の構成建具塗装及びバルコニー手すりの塗装改修、外部換気フード取替改修、平板ブロック外構の改修でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和6年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について』を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和6年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時34分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和6年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼申し上げます。

さて、6月を目前にし、町内ではこれから様々な行事が控えております。来月末には5年ぶりにさくらんぼフェスティバルが開催され、コロナ禍以前のように、町内外から多くの人々でにぎわいを取り戻すイベントとなるよう期待しているところであります。ただ、久しぶりに開催するイベントに際し、従来と同じ手法や意識の中でイベントを作り上げるのではなく、イベントを行う意義とは何か原点回帰させ、イベントの本質を見極めることをしなければ、今後も回数を重ねるだけで魅力的なイベントからかけ離れていくのではないかと私自身、懸念もしております。日々の暮らしや仕事もしかり、同じことの繰り返しではなく、日進月歩なくして進化発展はないものと捉えるべきであり、コロナ禍で当たり前のことが当たり前にできなかった日常を過ごしたことを教訓に、これまでの常識が非常識になることの認識を持ちつつ、様々な取組に対して向き合っていかなければならないと強く感じている次第であります。継続は力なり、されど惰性の継続は退歩なりという言葉に肝に銘じ、住民・行政・各関係団体とともに結束し、今後控えておりますイベントを通じて、町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

最後になりますが、来月には定例会も控えており、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1 時 3 7 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和6年5月30日～5月30日（1日間）

（ 開会 ～ 午前10時30分 ／ 閉会 ～ 午後 1時37分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承 認 第1号	専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	R6.5.30	承認可決
承 認 第2号	専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	R6.5.30	承認可決
承 認 第3号	専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	R6.5.30	承認可決
承 認 第4号	専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	R6.5.30	承認可決
承 認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R6.5.30	承認可決
承 認 第6号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R6.5.30	承認可決
議 案 第1号	令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	R6.5.30	原案可決
議 案 第2号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	R6.5.30	原案可決
議 案 第3号	令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R6.5.30	原案可決
議 案 第4号	令和6年度町道仁小前線改良工事請負契約の締結について	R6.5.30	原案可決
議 案 第5号	令和6年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について	R6.5.30	原案可決
議 案 第6号	令和6年度コスモス30外壁等改修工事請負契約の締結について	R6.5.30	原案可決